奈良県告示第九十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十五年六月三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

（平成２５年８月１日～平成２６年３月３１日）

単位：ヘクタール

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
大和川上流水源かん養保安林	５．８４
大和川下流水源かん養保安林	２０．２８
白砂川水源かん養保安林	６８．３２
木津川水源かん養保安林	１５６．３６
吉野川上流水源かん養保安林	３０２．２２
吉野川中流水源かん養保安林	１１０．７５
上十津川水源かん養保安林	６３８．１９
下十津川水源かん養保安林	９６３．２９
北山川水源かん養保安林	９６９．６１
大和川上流土砂流出防備保安林	３．８０
大和川下流土砂流出防備保安林	６．２８
白砂川土砂流出防備保安林	１．６８
木津川土砂流出防備保安林	３４．４３
吉野川上流土砂流出防備保安林	１２．９４
吉野川中流土砂流出防備保安林	２８．４１
上十津川土砂流出防備保安林	４５．５２
下十津川土砂流出防備保安林	９０．８４
北山川土砂流出防備保安林	３４．９０

大和川保健保安林	３．０３
北山川保健保安林	４．１２
上十津川保健保安林	０．４８
宇賀志地区干害防備保安林	０．４０
高原地区干害防備保安林	１３．８６